

合併認証の提出書類及び様式例

【吸収合併の場合】 ※新設合併の場合の必要書類についてはお問い合わせください。

番号	書類名	様式等	部数
1	宗教法人合併認証申請書	別紙1	1部
2	変更しようとする事項を示す書類 (※ 規則に変更がなければ添付の必要はない。)	別紙2	3部
3	責任役員会議事録(写) (合併しようとする各々の宗教法人についての責任役員会の議事録)	別紙3	1部 ※
4	その他の機関の同意書(写) (規則にその旨の定めがある場合に添付する。)	別紙4	1部 ※
5	包括団体の承認書(写) (規則にその旨の定めがある場合)	別紙5	1部 ※
6	公告証明書 (信者および利害関係人に対する公告についての証明)	別紙6	1部 ※
7	信者その他の利害関係人に対する合併公告(例)	別紙7	1部 ※
8	公告の写真	—	1部 ※
9	財産目録を作成したことの証明書	別紙8	1部 ※
10	財産目録	別紙9	1部 ※
11	貸借対照表 (※ 事業を行っている場合のみ添付する。)	別紙10	1部 ※
12	公告証明書 (債権者に対する公告についての証明)	別紙11	1部 ※
13	合併公告(例)	別紙12	1部 ※
14	公告の写真	—	1部 ※
15	催告証明書 (知れたる債権者がある場合のみ添付する。)	別紙13	1部 ※
16	催告書(例)	別紙14	1部 ※
17	証明書 (債権者に対する処置をしたことの証明書又は異議の申出 がなかったことの証明書)	別紙15	1部 ※
18	合併理由書	—	1部
19	宗教法人規則(写)	—	1部 ※

※ 各法人1部

【注意事項】

1 公告の期間について

「事務所の掲示場に10日間掲示する」と規則に定められている法人が、例えば4月1日から公告を開始する場合は、以下のようなスケジュールになります。

(1) 責任役員会及びその他の機関の議決等を経る



(2) 公告する

4月1日	公告開始日
4月2日	公告開始の起算日
↓ (掲示期間10日間)	
4月11日	公告期間満了日
4月12日	この日以降に公告を取り外すことができる

公告の開始日(4月1日)と公告を取り外す日(4月12日)は原則として期間に算入されません。実質、12日間の掲示が必要となります。日数不足とならないよう注意してください。

2 原本証明について

コピーを提出するものについては、以下のように、書類の余白に代表役員による原本証明を記入してください。

なお、電子申請を行う場合は、電子申請システム上の案内に従って原本証明を付してください。

(例)

上記は、原本と相違ないことを証明します。
令和●年●月●日
宗教法人「○○○○」
代表役員 ○○ ○○